

# 専門家登録申請書

特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター 理事長 様

島根県障がい者就労事業振興センターの専門家派遣事業の専門家登録を申請いたします。

ふりがな		生年月日	S・H	年	月	日	性別	男・女
氏名	印							

専門分野	
------	--

住所・連絡先／個人として登録する場合は、こちらの欄にご記入ください。

自宅住所	〒 - (都道府県)				
電話番号	( ) -	FAX	( ) -	携帯電話	
Mail	@				

必須項目

住所・連絡先／企業・団体職員として登録する場合は、こちらの欄にご記入ください。

所属先					
住所	〒 - (都道府県)				
電話番号	( ) -	FAX	( ) -	携帯電話	
Mail	@				

職歴	自年月	至年月	内容	自年月	至年月	内容

最終 学歴	年	月	学校名	学部学科等

指導・講演等の実績

年月	テーマ・分野	内容（簡単に記入）	派遣要請先（例：〇〇商工会、会議所等）

※本事業で取得した個人情報は当センターの専門家派遣事業以外では使用いたしません。

# 秘密保持誓約書

特定非営利活動法人  
島根県障がい者就労事業振興センター 理事長 様

私は（以下「乙」という。）、特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター（以下「甲」という。）の実施する専門家派遣事業（以下「本業務」という。）に関する秘密保持について、次のとおり誓約します。

## 第1条（目的）

本秘密保持誓約は、甲または専門家派遣先事業所等（以下「丙」という。）が本業務において開示した情報の秘密について、誓約するものです。

## 第2条（秘密情報）

本誓約において、秘密情報とは、甲または丙から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本業務に関する情報で、公には入手できない情報、または本業務遂行の過程の中で形成、作出された情報とします。

## 第3条（適用除外）

前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 甲または丙が乙に開示した時点で、乙がすでに保有していた情報
- (2) 甲または丙が乙に開示した時点で、既に公知、公用であった情報
- (3) 甲または丙が乙に開示した以後、乙の故意または過失によらないで公知、公用となった情報
- (4) 乙が独自に開発した情報
- (5) 乙が甲または丙に対する秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に開示を受けた情報

## 第4条（秘密保持）

乙は、甲または丙から開示された秘密情報を、甲または丙の事前の書面による許可がない限り第三者に対して開示または漏洩しません。

2 [法人の場合のみ] 乙は、甲または丙から開示された秘密情報を、これを知る必要のある最小限の自己の役職員にのみ開示するものとし、当該役職員に対し、本誓約書上の義務を遵守させます。

## 第5条（目的外使用の禁止）

乙は、秘密情報を本業務のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲または丙の書面による許可を得ない限りは、本業務以外の目的には、一切使用又は利用しません。

## 第6条（損害賠償）

乙が、本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで、甲または丙が損害を被った場合には、乙は甲または丙とその損害賠償等について協議するものとします。

## 第7条（情報の返還）

乙は、本業務の終了後、甲または丙から秘密情報の返還の要求が行われたときは、速やかに当該秘密情報を含む資料等のすべてを甲または丙に返却するか、甲または丙の選択により破棄するものとします。これらの資料等が複製されたときは、当該複製物についても同様とします。

## 第8条（退任時の秘密情報の返還）

私は、専門家を退任することになった場合は、その時点で私が管理もしくは所持している本事業に係る甲または丙の秘密情報及び記録媒体の一切を速やかに甲または丙に返還し、返還以後は、私の手元には秘密情報及び記録媒体は一切残存していないことを誓約します。

## 第9条（発明等の扱い）

乙が、本業務に関して発明、考案及び意匠の創作などを行った場合には、都度甲に報告することとし、その取り扱いについては甲、乙、丙で協議し、合意の上決定することに同意します。

## 第10条（協議事項）

本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

印

## 専門家派遣事業指導承諾書

特定非営利活動法人

島根県障がい者就労事業振興センター 理事長 様

## 1. 指導先及び指導内容

法人名		所在地	
事業所名		工賃事業内容	
代表者氏名		職員数	人
派遣時期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	担当者	
標準所要時間	時間		
指導内容	経営／会計／製造／商品開発／販売・営業／新事業／その他（ ）		

## 2. 指導者謝金・旅費

- ①謝金 1時間あたり、10,000円（消費税等を含む）  
②旅費 島根県の規程に準じて支給（ガソリン代：1kmあたり20円）

## 3. 実績の報告と支払時期及び方法

各回の派遣終了ごとに、「専門家派遣事業指導報告書（専門家用）」（様式第7号）と関係資料を提出し、全ての派遣が終了後、「専門家派遣事業に係る請求書（中間・精算）」（様式第11号）を島根県障がい者就労事業振興センター（以下、「振興センター」という）宛に送付のこと。

本事業完遂による対価請求があったとき遅滞なく本事業完遂を確認し、本事業完遂が確認されれば対価請求があった月の月末から30日以内に、指定された口座に振り込むものとする。

なお派遣期間が3ヶ月を超える場合、初回の派遣から3ヶ月を過ぎた時点でそれまでの派遣について中間払い請求をすることができる。その場合は「専門家派遣事業に係る請求書（中間・精算）」（様式第11号）を振興センター宛に送付することとする。

## 4. 秘密の保持

本事業を引き受けることにより知り得た対象企業等の企業秘密について秘密保持誓約書に基づき厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

上記内容を確認し、振興センターが実施する専門家派遣事業の指導依頼について、承諾いたします。

令和 年 月 日

所在地：

所 属：

専門分野：

氏 名：

印

## 専門家派遣事業指導報告書（専門家用）

令和 年 月 日

＜派遣専門家＞

所在地：

所属：

専門分野：

氏名：

⑩

対象事業所等に行った指導内容を下記のとおり報告します。

対象事業所名			
相談内容 (事業所からの要望)			
回数	【      】回目		
実施年月日	令和      年      月      日	相談相手 (役職・氏名)	
指導に要した時間	:      ~      :		
出席者			
支援内容			
効果			
備考			

特定非営利活動法人  
島根県障がい者就労事業振興センター 理事長 様

所在地：  
所属：  
氏名： 印  
登録番号：

## 専門家派遣事業に係る請求書（中間・精算）

「障がい者就労事業振興センター事業」の専門家派遣事業に係る指導について、別紙「専門家派遣事業指導報告書（専門家用）」のとおり実施しましたので、下記のとおり請求いたします。

1. 指導先事業所名／所在地：  
事業所名：

2. 実施回数 回／延べ 時間

月	日	時間	月	日	時間	月	日	時間
月	日	時間	月	日	時間	月	日	時間

3. 請求金額 円

※内訳

謝金 10,000 円 × 時間 = 円  
(内消費税等 円)

旅費 島根県の規程のとおり  
20円 × km × 回 ( 往復 ) = 円

4. 振込先

銀行名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
ふりがな 口座名義人	